

『南国市のみどころベスト10』

あなたもご応募ください!!

南国市観光協会（会長 吉村雅男）では、8月の高知県観光月間にちなんで、『南国市のみどころベスト10』を市民から募集します。ふるさとを再認識してもらい観光に対する意識を高めてもらおうと行うもので、結果は広報等で市民に知らせるとともに、パンフレットなどにも活用し県民や県外観光客にアピールしていきます。応募方法は次のとおりです。ふるって応募ください。

■応募期間
8月15日（月）～9月10日（木）

■応募資格
市内在住者および市内に勤務している人。

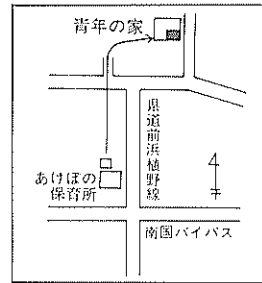
■応募方法
ハガキにあなたのすすめる市内のみどころ（観光地等）10カ所と、住所、氏名、年齢、



目章地区の

保健婦駐在所が移転

あけぼの保育所北隣にありましたが、目章地区保健婦駐在所が七月二十六日から、立田の青年の家に移りました。今まで同様、健康相談などお気軽においでください。



若年母子家庭研修

手編み教室の参加者募集

生活に潤いを持たせるため、児童を養育している母子家庭の若いお母さんのための研修を、次のとおり行います。

■対象者：原則として義務教育終了前の児童を養育している母子家庭の母とする。ただし、その他の母子家庭の母および寡（か）婦も差支えない。

■研修内容：手編み教室

■日時：九月四日、十八日、十月二日、十六日、三十日。時間はいずれも午後一時～三時。

■場所：後免町公民館

■参加費：無料

■材料費：個人負担とするが、母子家庭の母に限り一部を補助。

■講師：竹内編物教室講師

■申込方法：参加希望のかたは、福祉事務所社会係または地区役員まで。

■申込締切日：八月二十九日

※詳しいことのおたずねは、福祉事務所社会係（☎③2111）内線162へどうぞ。

NHK学園社会通信講座

秋の受講者を募集

NHK学園では、昭和五十八年度秋の「社会通信講座」の受講者を募集しています。

この通信講座の利点は、リポートの添削が中心で、だれでも自宅に居ながら自分のペースで学べるというところにあります。

講座は書道、硬筆、母と子の硬筆、筆記、俳句、短歌、文章、絵画、囲碁、英語、数学、国語の十二講座で、自分の力量に適したコースを選ぶことができます。

○受講資格：どなたでも

○受付期間：八月一日～九月三十日

※詳しい案内書をご希望のかたは、お近くのNHKまたは、左記へ講座名と氏名、住所、電話番号を書いてハガキで請求ください。

〒186
東京都国立市富士見台一丁三六
NHK学園CT係

忘れないでください

耕作地等に関する申告書の提出

8月20日までに農業委員会へ

農家のみなさん「耕作地等に関する申告書」の提出はお済みですか。

申告用紙は、八月一日号の広報紙といっしょに配布しましたが、

その締切り日が八月二十日となっています。

稲刈りなどで忙しい時期ですが、申告を忘れないようにお願いいたします。

自作ビデオ、スライド 8ミリ映画コンテスト

南国市祝観覧ライブラリーでは、一昨年に続いて今年度、第二回目の自作ビデオ等のコンテストを開きます。

みなさんの多数のご応募をお待ちしています。

■作品の種類

①ビデオの部 ②スライドの部 ③8ミリ映画の部

■資格：市内に居住するか、通勤通学するか。または市内の各種団体に所属するか。

■応募点数：各部門ごと二点まで。上映時間は一作品につき十五分以内とする。応募料は無料。

■受付期間
十一月七日（月）～十一月十日（木）午前九時から午後四時まで、南国市祝観覧ライブラリー（市役所五階祝観覧室）で受け付けます。

※詳しいことは、祝観覧ライブラリー（☎③2111）内線509へまでどうぞ。

〈記入する場合の注意事項〉

①五十八年八月一日現在の状況について記入のこと。

②申告をしなければならぬ農家とは田、畑等を合わせて十畧以上の耕作地です。

③小作地については統制小作地、農業委員会・産業経済課の承認を受けたもののみを記入してください。

※申告について詳しいことは、農業委員会事務局（☎③2111）内線231へどうぞ。

今月の納税

県・市民税（2期分）

納期限は、8月31日（水）です

郵便外務職員を募集

四国郵政局では、ただいま四国の郵便局に勤務する郵便外務職員を募集しています。

■受験資格：昭和二十八年四月二日から昭和四十三年四月一日までに生まれた者で学歴は問いません。

■試験日、場所：十月九日（二）次試験に高知市で行います。

なお詳しいことは、最寄りの郵便局でお尋ねください。

納税など

労金でも取り扱い

高知県労働金庫（労金）南国支店が、八月一日から南国市収納代理金融機関に指定されました。

このため、市民の納める市税や

サラリーマンの

給与所得控除

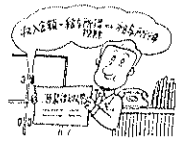
商売をしている人たちに認められている「必要経費」が、サラリーマンに認められていないと誤解されているかたがいます。が、サラリーマンにも必要経費などの要素を持つ「給与所得控除」があります。

これは、サラリーマンの勤務に伴う必要経費などの概算控除として、給与所得だけに認められているもので、事業所得の必要経費に相当し、年収によって控除額が決められています。

そのしくみを簡単に見てみましょう

〈年間収入1給与所得控除：所得控除〉×税率（税率は控除後の所得額により変わります）＝所得税額

この中で「所得控除」とは、所得金額から控除するもので、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、医療控除などがあります。



〔南国税務署〕